

事業復活支援金等を受給する中小企業に対する専門家派遣を実施

～国の事業復活支援金を受給する企業を新たに対象に加え実施します～

東京都は、新型コロナウイルスの影響により、売上の減少等の課題に直面し、一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した都内中小企業者を対象として、コロナ禍における売上減少に対応するため、経営の安定化などを図る取組に対し、課題解決をサポートする専門家を派遣する事業を令和3年度に実施しました。

この度、国の制度開始に伴い、事業復活支援金（国）を受給した都内中小企業者を対象に加え、引き続き、中小企業の皆様の多様な課題解決に対応する専門家を派遣しますので、お知らせします。

変更点について（専門家派遣の対象の追加）

＜従前＞ 一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給し、経営の安定化などを目指す都内中小企業

＜変更後＞ 一時支援金（国）、月次支援金（国）、**事業復活支援金（国）**又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給し、経営の安定化などを目指す都内中小企業

東京都中小企業振興公社が設置する「事業復活支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口」にて 経営相談を実施した上で、本支援が必要と認められる中小企業

専門家派遣の概要について（専門家派遣の対象以外の事項について）

支援内容： 中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施（1社あたり4回まで・無料）

専門家派遣の特徴

- ① 経営の安定化などに向けたアドバイスを行う専門家を無料で派遣
- ② 中小企業の支援ニーズに応じ、複数の専門家による支援も実施
- ※ ご希望に応じて、オンラインでの対応も可能

受付期間： **令和4年4月1日（金）** から令和4年6月30日（木）まで

問合せ先： 東京都中小企業振興公社 総合支援課（千代田区神田佐久間町1-9）

電話： 03-3251-7881

※「事業復活支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口」（平日9：00～17：00）にご相談ください。（経営相談の受付は、相談終了時刻の30分前までとなります。）

＜問い合わせ先＞

産業労働局 商工部 経営支援課

03-5320-4772（直通）

（公財）東京都中小企業振興公社

03-3251-7881（直通）